

所有権とその社会的作用についての一考察

松 島 由 紀 子

ま え が き

我妻栄教授は、「近代法に於ける債権の優越的地位」の中で、財産権の中心が、漸次物権から債権に移りゆく姿をとらえ、かつて所有権絶対の問題として論ぜられてきたことが、今日では、金銭債権の威力として考えられなければならないとなったとされた。また、橋本文雄博士は、「社会法と市民法」の中で、近代市民法の法理の転向と、その社会法への志向を明らかにされている。それから30年、わが国は、1931年の満州事変を皮切りに、1937年からの日華事変、さらには1941年以降の太平洋戦争と、そのほとんど半ばを戦争の中にすごした。もとより戦時の諸特別立法は、もっぱら戦争遂行という国家目的達成の線にそってなされたがために、その間社会法は逼息を余儀なくされていた。しかし、その後につづく時代は、日本国憲法の制定をはじめとして、幾多の重要な革新的立法がおこなわれ、われわれはそこに、《市民法から社会法へ》のあきらかな趣移を窺取しうるのである。

ともあれ、前記2著は、われわれに、物権法と債権法とを分別する根拠・意義とはなにか、民法とその特別法たる商法とは如何なる関係にすむか、そしてそれにつづく経済法は、いかなる基盤の上に生成するか、市民法原理の転向を示すものとしての労働法はいかなる原理に支えられるか、これに社会保障法をも含めた《社会法》の指導原理をなにに求むべきであるか、そしてそれは、公法・私法といかなる関係に立つか、さらには法と経済との関係いかん、等々きわめて多くの問題についての反省と、そして将来への展望とを示してくれている。

すでに、このようなすぐれた論述に接しうることにかかわらず、本稿を草することは、いたずらに屋上屋を重ねるにすぎないのではないかをおそれ、また「羊頭狗肉」のそしりを免れないのではないかをうれえるのである。しかもまた、比較的個別研究が迎えられる今日、学問的態度としても疑問なしとはしないのである。しかしながら、とくに戦後にあらわれた、おびたしい数にのぼる特別立法との関連において、そのあとを再びたずねることは、さらにその一步を進めるものとして、必ずしも意味のないことではないと考える。のみならずまた、樹を見て森をみざるの弊に陥らないためにも、ことに初学者にとっては価値のないことではないと信ずるがゆえに、あえて本稿を草したしだいである。ただ本稿を、序論と本論とに分って記述したのは、もっぱらその体裁上の理由からにすぎず、むしろ本稿は、全体として私の企図するものの序

説ないしは総説をなすものなのである。したがって、この限られた紙数で、このような形をもって発表することは、まことに不適當ではあるけれども、本稿につづく部分は、いづれまたその機会を与えられることもあらうかと思うので、しいて完成した形をとることなく発表することとした。この点とくにおゆるしをえたい。

序 論

近代私法の支柱をなすものは、いうまでもなく、《契約自由の原則》であり、《自由なる個人人格の承認》であり、さらにまた、《所有権の絶対》であるとされてきた。そして、これらの諸原則は、もとより今日もなお理念として生きている。しかし、現実には、所有権による非所有者にたいする支配が《契約の自由》を有名無実なものに化し去り、《自由なるべき個人》は、単に労働力を備えた商品として、資本家の願使に甘んぜざるをえない立場に追いやられている。また、《自由》であり《絶対》であるべき所有権も、その社会的作用を金銭債権にとってかわられ、独立の存在をすら失わんとしている。

がんらい、所有権——ことに不動産所有権——が、これまでよくその支配的地位を占めてきたのは、その物のもつ利用価値のゆえであった。しかるに、すべての物が商品性をおびせしめられる資本主義経済組織の下においては、商品性を伴わない物は、無力の存在でしかない。資本主義経済組織の下における所有権の主たる作用は、客体たる物を物質的に利用することではなく、これを資本として作用せしめて利得を収めることである。まことにヘーゲルが指摘したように、封建的土地所有の客体が、価値ではなくて利用であったのにたいして、資本制的＝近代的所有権の客体は、価値そのものである。そして、所有権が資本としての作用を営むためには、各種の債権契約と結合することが必要であり、その結果、かつて物権に到達するための手段にすぎなかった債権が、物権に対してかえって優越した地位を占めるにいたったことを知りうるのである。

しかも、債権は、がんらい債務者から給付を受けることによってのみ、その経済的目的を達したものであるが、債権は対価をえてこれを第3者に譲渡することによっても、その目的を達しうようになった。すなわち、債権はそれ自身独立の財産性をそなえるにいたったのである。しかして、この財産性をもっとも強度に具有する債権が金銭債権である。そもそも、金銭債権とは、金銭所有権をその作用の面からとらえて称したものにほかならない。そしてのちにも述べるように、金銭はもとより物ではあるけれども、他の動産・不動産とはその性質をまったく異にする。しかも、金銭を金銭として作用せしめるためには、その所有権を自らは保持せず、これを他人に譲渡しなければならない。換言すれば、金銭の作用は、物として所有することではなく、たんに人から請求することである。ここにおいて、われわれは、物権と債権の対立、そしてその対立の上に立ってそのいずれが優越した地位を占めるか、の問題をこえて、

両者をあらたな視野から考えなおしてみる必要にせまられるのである。

さらに、金銭債権は、担保制度を利用することによって、企業を構成する動産・不動産所有権を制約し、また、金銭債権はそのすぐれた流通性のゆえに、容易に集中して強大な力となり、やがては、全企業組織を支配する力をそなえるにいたる。この点については、のちに本論において詳細に検討を加えるけれども、この段階にいたって、自由と平等とを旗印とすることによって、企業者間に行われてきた《自由競争》は、カルテル・トラストの形成によって、みずからの手で統制され、さらに進んでは、銀行資本と産業資本との緊密な連繋による、現代資本主義の特徴をなす、いわゆる集中過程をとおして、最も高度な、かつもっとも抽象的な現象形態をなすところの「金融資本」による独占的支配がおこなわれるにいたる。そして、国家みずからも企業統制にのりだし、純粋な自由経済は終りを告げ、漸次統制経済への色調を加えていくのである。経済法¹⁾をかかえる統制の法としてとらえ、これに独立した法域を与えるならば、それは、公法・私法のいずれの分野にも属さず、また同時に、そのいずれをももつところの、中間的存在としてこれを考えることができるであろう。そしてそれは、労働法および社会保障法とともに、社会法の内容をなすものであり、従来の公法・私法の分類²⁾とあわせ、それと三位一体をなして、国家法を構成するのである。

- 1) 経済法なる法概念は、第1次大戦後の特殊な経済関係を規律する法を、統一的に説明するために、ドイツの学者によって提唱されたものであるとされている。ただ、経済法という言葉自体がきわめてあたらしい言葉であり、したがって、経済法の概念自体が未熟であり、何をもって経済法となすかについても、学者の説は必ずしも一致していない。私はその特色を、従来の民商私法と異り、自由・平等の指導原理を排して、社会的・団体的な統制的色彩が強調せられている点にこれを求め、その内容としては、直接に国民経済に影響を及ぼすことを目的とする法、あるいは、経済的企業者に関する特別法を考えている。その意味で、広義の産業統制法とほぼその領域をおなじくし、社会化経済法として、労働法・社会保障法とならんで、社会法の内容をなすといえる。
- 2) 公法と私法の区別については、ユスチニアヌス法典に採録されている、ウルピアヌスのいわゆる《公法とはローマの国家体制にかんするものであり、私法とは個人の利益にかんするものである》なる所説に端を発し、その後法学者の間に、利益説・法律関係説・主体説等幾多の異説を生じ、定説と認むべきものは存在せず、この区別にかんする定説は17をくだらないと称されている（渡辺宗太郎教授・公法私法の区別を否認する見解について、法学論叢巻5号³¹頁参照）。一般的にいうならば、公法は命令服従をその原理とし、私法は自由・平等をその原理とする、となしえないことはないけれども、その原理の交錯はますますはなはだしく、たんにこれをもって両者を分別しえないことはのちにのべるとおりである。

以上の概観を序論として、まえがきにおいてあらかじめことわっておいたように、本稿を完結したものとする事なく、紙数の許すかぎり、順をおって筆を進めていくことにする。

本 論

I 所有権の絶対と作用の転化

1 所有権の絶対

今日なお、所有権とはなにかというとき、《所有権とは、直接物にたいして使用・収益・処分しうる権利をいう》といわざるをえないであろう。使用・収益・処分とは、いうまでもなく、物にたいする全面的支配をあらわしたものにほかならない。ところが、近代法における所有権は、その主体者の現実的支配の有無に関係なき、客体の観念的帰属、すなわち、物にたいする支配可能性という観念的關係であり、支配の理由づけ、権原自体にほかならない。換言すれば、所有者であるためには、現実的に所有物を支配している必要はなく、他人がこれを占有していても所有者たることに変わりはないのである（所有権の観念性）。そして、かかる観念的所有権は、いわゆる物権的請求権によってまもられる。物権的請求権は、いうまでもなく、物権の内容の円満な実現が妨げられている場合に、その妨害を生ぜしめる地位にある者にたいして、その妨害を除去し、物権内容の完全な実現を可能ならしめる行為を請求しうる権利である。そしてそれは、第1に、物権者が現実にも物を支配していたことを必要とせず、いやしくも観念的に物権が存在すればたり、第2に、いやしくも妨害をなす者であれば、何人にたいしても主張しうる権利である（所有権の絶対性）。物権の絶対性を、今日かって債権の相対性に対置せしめたような形でとりあげることは、おおくの異論がある；たとえば、賃借権そのものにもとづき妨害排除請求権を認むべしとするように、債権といえども権利である以上、物権と同様他からの侵害にたいしてはこれが排除を認めて、その円満な実現が妨げられることのない絶対性を有するのは当然である、との主張がなされるからである。

権利の絶対性が、物権に特有な属性であるか否かはこれをおくとしても、所有権における絶対性については、これを別個に検討する必要があるであろう。近代市民法の基本原理としての所有権絶対の原則には、前成法的に存在する神聖不可侵の権利である、という意味が含まれている。したがって、たとえば、《所有者は法令の制限内において自由にこれを行使しうる》というときの《法令の制限内において》という言葉は、何等積極の意味をもつものではなく、かえって法令によるあらざれば、所有権の行使を制限しえないことを確認し、これを宣言したものであると考えられてきたのである。所有権の絶対は、ことに資本主義経済組織の下では、次のような作用となつてあらわれる。すなわち、生産手段及び生産品の上の支配権（所有権）は、《純粹に物

的な・絶対に自由な》支配権であり、権利主体をしてその欲するがままに行使せしめる。別言するならば、所有者は、この自由にもとづいて、所有せざる者を無限に自己の利益のために利用し、しかも、所有者は、その行使の結果について、なんら責任を負わしめられることがないのである。これが《契約の自由》と結びついて、生産手段の所有者と労働者という2つの階級を截然と区別し、そのあいだにおいては、絶対的支配となって作用し、生産主体相互間においては、たえざる競争による無政府状態として作用するのである。

2 所有権の変容

上にのべた所有権の人にたいする支配について、すこしく検討を試みることにする。最初にふれたように、資本主義経済組織のもとにおける、所有権のもっとも主要な作用は、客体たる物を物質的に利用することではなく、これを資本として利用し、利得を収めることにある。そしてそのためには、所有権は各種の債権契約と結びつかなければならなかった。所有者が、みづからその土地を耕作するのは権利の行使であるが、それによっては、他人にたいするなんらの関係も生じない。しかるに、みづからこれを耕作するのではなく、他人にこれを耕作せしめるときは、その他人とのあいだに小作関係が生じ、あるいは雇傭関係が生ずる。これがもっとも原初的な形態であるが、それでもなお、小作人にたいし、あるいは被用者にたいする支配関係の発生を、そこにみることができる。そして、この傾向は、資本制の生産機構のもとにおける生産設備の所有権においては、きわめて明瞭にあらわれる。この点にかんして、カール・レンナー (Karl Renner) は、その著「私法の法律制度とその社会的作用」(Rechtsinstitute des Privatrechts und Ihre soziale Funktion)において、きわめて犀利かつ詳細な分析を試みている。かれによれば、手工業生産において、所有者は、その物を占有してこれに労働力を加え、労働力の結果をみづからに享受した。したがって、かれは法律上《自由》であり、《人格者》であつたばかりでなく、事実上もそうであつた。しかるに、機械が発明され、協業がおこなわれるようになると、労働者は、独立生産者たるの自由を失い、部分的操作の担当者として、生産機構の中にとり込まれてしまう。かくして、人類のあいだに資本家と労働者という2つの階級が生じ、そのあいだにおいては、専制的支配関係のみが作用する。レンナーの記述はさらに進んで、所有権が譲渡契約と結合して営む特殊な作用についてふれる。手工業生産時代においては、生産者は生産物を譲渡することによって、生産のための労働の結果の全部を自己の手に収めることができた。しかるに、資本主義的生産組織が発達し、マヌファクチュリストや工場主が生ずるにおよんで、労働者が生産した商品は、使用者の所有とみられ、労働者は、賃金契約によって、わずかに労働基金をうるだけで生産品とは没交渉になり、資本家は、生産品の所有権を譲渡することによって、労働者に支払った賃金以上の価値——剰余価値——をその手に収め、所有者は、人類の生存にとって永久の自然的必要たる労働から解放される。かくして、所有権は剰余価値名

義になるのである、と。

以上のレンナーの分析をとおして、所有権の支配的作用のおおよそを知りえた。そして、右のごとき所有権の支配力のゆえに、資本主義経済制度のもたらす弊害のすべてが、所有権絶対の罪に帰せしめられたことも、またみやすい道理である。そしてその弊害を除去するために、公序良俗の法理・権利濫用の法理その他が考えられたのであるが、そこで注目すべきことは、たんにそれが、右のごとき法理による制限としてではなくて、むしろ権利に内在する制約として考えられるにいたったことである。すなわち、所有権絶対の原則より所有権制限の法理へ、あるいは契約自由の原則より契約拘束の法理へ、というような近代市民法の諸原理の転向が、所有権制度及び契約自由の制度そのものにたいする自己反省として、所有権は法律で認めた制限内においてのみ存立しうべきものであり、したがって制限せられた所有権は、その本質的態様であるとし、あるいは、両当事者が対等の実勢関係にあるところにおいてのみ、契約自由の原理が妥当するとすことにより、実勢関係に強弱の差のあるときは、弱者のために強者を抑制しうとする等、市民法原理そのものの純化として実現され、従来たんに従属的または補助的意義を有するにすぎなかった。公序良俗法理・権利濫用の法理などが、主導的地位に引きあげられたことである。

3 所有権の財産化

所有権の絶対性は、右にのべたように、資本主義の弊害除去の手段として制限が加えられ、その社会性が強調されるにいたったのであるが、資本主義の発達には、所有権自らの作用によってみづからの絶対性を制約するという現象を示している。すなわち、所有権は、一面、利用権能を分離させつつあると同時に、他面、いわゆる価値権を分離させつつある。所有者は、客体を自ら利用してあるいは他人をして利用させると同時に、客体の担保価値を他人に与えて信用を獲得する。所有者は信用を供与することによって、金銭を借入れるのであるが、その場合、所有権の行使が、金銭債権者の意思に拘束されざるをえないのは当然である。その意味で、後の考察に必要な範囲内において、簡単に担保制度についてふれることにする。

現在の社会において、所有権の対象の主要なものとして、1) 不動産、2) 商品、3) 生産設備、4) 金銭の4つをあげることができる。担保は、その発生の初期においては、債務者にとって主観的価値の特に大なるものを提供せしめ、債務者を間接に強制して弁済の確保をはかるのが普通であった。しかるに今日においては、かかる強制手段としての担保は、消費信用の部面においてわずかに残存するにとどまり、もっぱら担保物の貨幣価値（交換価値）をその対象として成立している。このことは不動産抵当において特に顕著である。そしてここで注意すべきことは、不動産抵当の重心が、所有者の金銭借入から、資本家の金銭投資に移りつつあることである。所有者がその所有不動産を担保として金銭を借入れるためには、その需要に応じて金銭を貸付ける者が必要なのであるから、両者はつねに表裏をなして存在するのであるが、こ

の推移はきわめて重要である。都市において建築費を借入れるために、土地に抵当権を設定するというようなことは、比較的以前からしばしば行われていたことであって、このようにもっぱら特定の目的のために必要な金銭の需要に応ずるのが担保制度の目的であった。しかるに、すべての企業が無限に金銭資本の需要にせまられ、他方社会に散在する零細な金銭所有者までが、金銭投資を欲するようになって、抵当権がその仲介者となるにおよんで、抵当制度の目的が、金銭借入から金銭投資にその重点を移行するにいたったのは当然である。そしてそれに応じて、抵当権の流通確保のための制度——たとえば抵当証券・流通抵当・土地負担の諸制度——が考えられたのである。

商品および生産用具等の動産においてもこのことは同様である。目的物の占有を奪うことによって、弁済を強制せんとはかる質権は、漸次その中心的地位を抵当権に譲りつつある。生産用具や加工材料は、所有者にとってその主観的価値がきわめて大なるものであるが、債権者がこれを留置するときは、債務者の破滅を招き、債権者も債権の十分な満足を受けえない結果をもたらさずにはおかぬからである。けっきょく主観的な価値ある動産においても、その主観的価値を支障なく実現せしめ、その活動するものとしての担保価値を捕捉することが必要であり、かつそれであり得るのである。そして船荷証券・貨物引換証・倉庫証券等の証券制度の発達も、動産担保においても、従来の消費信用を目的とするものから、企業資本の需要に応ずることを目的とするものに制度の中心が移りゆきつつあることを示すものにほかならない。

さいごに、そしてもっとも重要なことは、不動産・動産という個々のなものでなく、企業自体が一体として担保の目的となる方向に進みつつあることである。現代の経済組織において、企業はいちじるしく非人格化し、1箇の客観的存在物たる地位を取得して、特殊の交換価値の保持者となっているにかかわらず、企業を、それを構成する個々の要素の集積以上のものとして取扱うことには、はなはだしいちゅうちょをみせていた。しかしながら、活動しつつある企業全体が、その生みだす利潤の基礎の上に有する交換価値は、それを組成する個々の物の交換価値のたんなる算術的総和よりも大であることはいうまでもない。このような価値を担保とすることによって、金融上の利益をうることも、資本主義経済下において要求されるのは当然である。もろもろの財団抵当の制度は、いうまでもなく、かかる要請に応ずるものとして生れたのではあるけれども、それはなおいまだ、有機的結合体たる企業そのものを担保とすることを認めたものではない。しかし、このような方向を目指して動いていることは、疑いのないところである。

以上のような担保制度の発展は、さらに所有権の金銭債権への転化を進め、これまで企業維持の中心的役割を果たしてきた所有権に、金銭債権をしてかわらしめるのである。そしてまた、さきにのべたように、剰余価値の取得という作用も、所有権にかわって金銭債権がこれを営むことになり、かくて、従来所有権の絶対をいかにして制限

するかという面からまっぴら考えられてきた問題が、金銭債権におきかえられることになったのである。そこで、以下においては、直接に金銭自体をとりあげて、この関係をさらにあきらかにしていくことにする。

Ⅱ 金 銭 と そ の 利 用

1 金 銭 の 特 質

問題の中心にはいるにさきだって、金銭ならびにその所有権の性質について一言する。金銭を貨幣とよび、あるいは通貨・法貨とよぶ呼び方にしたがって、その間に幾分の性格の相違がないわけではないけれども、ここでは貨幣一般をさすものとして、金銭と称することにする。

金銭は、一般的流通手段であり、その1変形たるところの支払手段である。金銭が一定の主体の下に蓄蔵されているときは、金銭本来の使命に反する。その意味で純然たる消費物である。かかる流通手段もしくは支払手段としての金銭は、一定量の交換価値の担い手として徹底的に等質的であり、その間には量的差異が存するだけで、質的差異はまったく存せず、したがって、物としてはまったく個性を欠く、観念的・抽象的存在である。金銭は物ではあるけれども、他の動産・不動産とはまったくその性質を異にするのである。

金銭は、さきにのべたように、それが金銭としての役割を果すうえではまったくの消費財である。所有者が金銭を流通過程に投ずるためには、みづからこれを現実に支配していなければならない。また金銭は、それ自身において抽象された価値を表現するものであるから、金銭の所有はただちにその表示する価値の所在を示す。したがって、金銭を現実に支配し占有する者は、それをいかなる理由によって取得したか、またその占有を正当づける権利を有するか否かにかかわりなく、価値の帰属者とみられる。金銭においては、実際上も理論上も、《占有が権原となる》のであり、また《金銭はこれを占有する者に属する》(Geld gehört demjenigen, der es besitzt)のである。金銭にたいする《支配》は、前述のような《観念的所有権》をもってしても、なおかつ、具体的・現実的でありすぎる。なぜならば、たとえば自己が所有している金銭が、法律上の理由なくして他人の手に移った場合に、金銭にたいする観念的所有にもとづき、物権的請求権を行使してその返還を求めることは、まったく不必要であり、かつ不当である。金銭にたいする支配権が、客体にたいするまったくの抽象的支配である以上、その金銭の返還を求める必要がないのみならず、金銭がこの程度においても、具体的支配に服するものとすれば、金銭の流通性ははなはだしく阻害されざるをえないからである。

2 金 銭 所 有 権 の 作 用——とくにその集中過程——

かかる金銭が流通過程に投ぜられても、それがたんに消費財の購入にあてられて、ただちに流通過程の外に離脱する場合は、本稿における考察の対象とはならない。こ

れに反して、金銭が生産設備および商品の購入にあてられ、資本財（生産資本ならびに商業資本）として用いられるときは、金銭は資本に転化し、剰余価値を生み出すものとして働くので、もとより本稿で取扱うべきものである。しかしこのことは、所有権の変遷をみた際に、逆の立場から概略ではあるがふれたので、本項においては、金銭が金銭としてその価値を増殖する資本としての金銭について、そしてとくにその集中過程とそれによってもたらされる事態について考察する。

金銭所有者は、利息をうるためにこれを貸付け、あるいは利益の分配を求めて投資する。貸付けられた金銭は、一定期間後に一定の割合によって計算された価値を増殖せしめて回収される。しかるに、投資にあっては、これと異った形をとる。すなわち株式形態で投下された金銭の利子率は、予め確定されておらず、その企業にたいする利益の分配請求権という形で存在するにすぎない。また資本として提供された金銭は、本来その企業の存続するかぎり回収しえないものなのである。そのために株主をもって企業所有者と観念し、株主権なる債権とは別個の権利の主体とみることがおこなわれるのである。

ところで、資本制的生産様式のもとでは、生産はまず資本調達が必要としてあらわれる。そして生産力の増大は、必然的に資本所要量の拡大を要求し、しかも生産力は、競争に促されて、そのときの所有資本が許す規模よりも少しでも大きくなろうとする。この所要資本量と所有量との矛盾は、資本集中によって解決される。資本集中の初歩的形態として考えられるのは合名会社の結合である。これによって、資本の量的矛盾は一応解消されるけれども、そこでは、結合に参加した所有者間の経営方針にたいする意見の対立という、新たな矛盾が生ずる。企業は、もとより統一ある単一的意思をもって動かされなければならないから、対立する意見は、出資額の大なる者の意見によって統一され、中小所有者の意見は無視される。自己の経営方針がいれられない出資者は、投下資本を引き揚げて結合から離脱する自由をもつから、けっきょく矛盾は、経営権にたいする発言の多様性という形をもってか、あるいは資本引揚による集中の崩壊という形をもってか、のいずれかとしてあらわれることをさげえない。かかる矛盾解消の集中形態として考えられたのが、まさに株式会社の制度であった。そこでは、他人の資本を自己資本と擬制して集中せしめるから、資本の返還請求という、資本所有権にもとづく経営にたいする制約は除去される。しかも、他人の資本を自己資本と擬制した以上、出資者に当然認めなければならない経営権は、多数株議決制によって、事実上これを奪うことができるからである。しからば、事実上経営に参加できず、しかも回収不能な資本をいかにして集中しうるか、これを可能にするのが、株式の流通制の確保である。これによって出資者は、つねに容易に自己の資本を回収しうる。かくして、貸付資本家とのあいだのこの点の差異は消滅した。そしてなお、出資者は、企業利潤の分配をうけうるから、金銭所有者はより有利な投資をなすために、競って利潤のおおい株式会社を求めて殺到する。その結果、株式の売買価格は高騰し、利回

りは金銭貸付による利子率にまで、漸次低落する(いわゆる企業者利得の利子化現象)。かくて、株式配当は、資本所有にもとづくものでありながら、その所有は、生産機構から分離され、単純な貸金債権者が受取る利子の如き外観を呈し、株主は金銭債権者となら異なるところのない存在となる。

中小資本所有者の金銭債権者化は、これを他の面からみれば、大資本による中小資本の支配を示すものにほかならない。生産力増大の結果、経営の規模はしだいに拡大され、中小金銭所有者が独立して企業を営んでも、大資本企業との競争にやぶれることはあきらかである。したがって、かれがその所有する金銭を資本に転化せんとするかぎり、のこされた自由は、大資本に金銭を貸付けて利息を受取る純然たる金利生活者になるか、あるいは、事実上経営に参加できないけれども、形式上経営内部にはいり込んで利潤の分配を受けるか(両者に実質的差異のないことは前述したとおりである)、の何れの途をえらぶかというだけである。大資本家は、かくして中小資本家の資本を、自己の資本と同様に使用して企業を支配する。大資本は、あらたに資本に転化する中小資本を支配するだけでなく、既存の中小企業を支配し、これを併合し、あるいはこれを自己の系列下において、カルテル・トラスト・シンジケートとよばれる企業合同形態を形成する。かくて大資本は、ますますその支配力を強め、自由競争は終熄し、大企業による自主的コントロールが実現する。

かかる傾向は、銀行が介在することによって一層強められるだけでなく、あらたな様相を呈する。銀行は、はじめはたんなる金銭支払いの媒介者としてあらわれるのであるが、そこには当然に信用供与が前提されている。株式会社制度が確立されると、より大きな信用供与が可能となる。そこで銀行は、社会に散在する無数の金銭債権をその手に集中し、これを統一して、株式会社に貸付けまたは投資する。銀行が株式会社の資本を調達することは、銀行にとっては、純然たる金銭取引としておこなわれるにすぎないのであるから、銀行に株式会社の創立と、したがってまた、その終局的支配の可能性を与えるのである。かくして、銀行と株式会社とのあいだに永続的利害関係が生ずると、銀行はこれを永続的に監督する必要を生じ、自己の使用人を代表役員や監査役として送り込むことによってその実現をはかる。のみならず、銀行は危険を分散しかつ事業範囲を拡張するために、能う限りおおくの会社と事業関係をもたんとつとめ、株式会社にたいする銀行の支配は、その量と質との両面で深化される。社会に散在する金銭債権を集中し、その流通を仲介するにすぎなかった銀行は、「金融資本」として独自の地位を取得し、企業統制という作用を営むことになったのである。

所有権が所有権の作用としての支配力をふるった時代においては、さきにのべたように、所有権の行使の制限が、問題の中心として考えられていた。ところがここでの問題は、あきらかに金銭所有権の作用としての金銭債権、とくに集中され統一されたその威力である。そしてそれをいかに制約するか、換言すれば、従来の市民法原理を支えてきた、自由と平等にかかわる指導原理はなにかが、その問題となるのである。